

香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月24日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第47号

香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則の一部を改正する規則（令和7年香川県規則第36号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 <u>（施行期日）</u> 1 略 <u>（経過措置）</u> 2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間、改正後の第3条第3号の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第3条第3号の規定は、この規則の公布の日以後においても、なおその効力を有する。</u> <u>3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第3条第4号の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第3条第4号の規定は、この規則の公布の日以後においても、なおその効力を有する。</u>	附 則 1 略 2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間、改正後の第3条第3号及び第4号の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第3条第3号及び第4号の規定は、この規則の公布の日以後においても、なおその効力を有する。</u>

附 則
この規則は、公布の日から施行する。